



平成 18 年 5 月 25 日

各 位

東京都品川区南大井六丁目 25 番 3 号
日本通信株式会社
代表取締役社長 三田 聖二
(コード番号：9424)
問合せ先 取締役 CFO 福田 尚久
電話 03-5767-9100 (代表)

定款の一部変更に関するお知らせ

日本通信株式会社（以下、「当社」という）は、平成 18 年 5 月 25 日開催の定時取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 18 年 6 月 29 日開催予定の第 10 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせ申し上げます。

記

1. 定款変更の主な目的

- (1) 会社法(平成 17 年法律第 86 号)ならびに会社法施行規則(平成 18 年法務省令第 12 号)が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、以下の理由により、定款の変更を提案します。
 - ① 株主総会においてより充実した情報の開示を行うことができるよう、変更案第 13 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）を新設します。
 - ② 取締役会を機動的に運営するため、その決議について、書面または電磁的記録によりその承認を行うことができるよう、変更案第 25 条（取締役会の決議の省略）を新設します。
 - ③ 社外監査役としてふさわしい人材を迎えることができるよう、第 40 条（社外監査役の責任限定）において、社外監査役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定を新設します。なお、本議案の提出については、各監査役の同意を得ています。
 - ④ 旧商法上の用語を会社法で使用する用語に変更し、あわせて一部表現の変更、字句の修正を行い、また、定款上で引用する条文を会社法の相当条文に変更します。
 - ⑤ 上記のほか、条文番号の繰り下げ等、所要の変更を行います。
- (2) 社外取締役としてふさわしい人材を迎えることができるよう、第 29 条（社外取締役の責任限定）において、社外取締役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定の新設を提案します。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙の通りです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日	平成 18 年 6 月 29 日
定款変更の効力発生予定日	平成 18 年 6 月 29 日

以上

■日本通信株式会社 会社概要

社名： 日本通信株式会社（大証ヘラクレス市場：9424）

代表者： 三田 聖二（代表取締役社長）

資本金： 2,270 百万円（2006 年 4 月 30 日現在）

設立： 1996 年 5 月 24 日

事業内容： ●日本初の MVNO（Mobile Virtual Network Operator=仮想移動体通信事業者）
●「インフィニティ・ケア」をサービスコンセプトにした End to End のワイヤレス・データ通信サービスを法人向けに提供
●「どこでもインターネット通信電池」をコンセプトにしたワイヤレス・インターネット接続商品をコンシューマ向けに提供
●ユビキタス社会を実現する「通信電池」を OEM で提供、また、新しい通信サービスを各企業と共同で開発

※ b-mobile、InfinityCare 及び通信電池は日本通信株式会社の登録商標です。文中の社名、商品名は、各社の商標または登録商標です。

別紙

変更の内容

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
(公告の方法) 第4条 (条文省略)	(公告方法) 第4条 (現行どおり)
(発行する株式の総数および自己株式の取得) 第5条 当社の発行する株式の総数は、870,000株とする。 2. 当社は、 <u>商法第211条/3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u>	(発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は、870,000株とする。 2. (次条に移設)
(前条第2項を移設)	(自己株式の取得) 第6条 当社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。
(新設)	(株券の発行) 第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。
(株式取扱規程) 第6条 当社の発行する株券の種類ならびに株式の名義書換、実質株主通知の受理、端株の買取請求の取扱、その他株式および端株に関する <u>手続</u> および手数料は取締役会 <u>の定める株式取扱規程</u> による。	(株式取扱規程) 第8条 当社が発行する株券の種類ならびに株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、端株の買取請求、その他株式、端株または新株予約権に関する取扱いおよび手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。
(名義書換代理人) 第7条 当社は株式および端株につき名義書換代理人を置く。 2. 名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。 3. 当社の株主名簿、実質株主名簿、端株原簿および株券喪失登録簿は、 <u>名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主通知の受理、および端株の買取請求の取扱等株式および端株に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においては、これを取扱わない。</u>	(株主名簿管理人) 第9条 当社は株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。 3. 当社の株主名簿、実質株主名簿、端株原簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿は、 <u>株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、実質株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、実質株主通知の受理、および端株の買取請求の取扱い等株式、端株および新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては、これを取扱わない。</u>
(基準日) 第8条 当社は、 <u>毎決算期現在の株主名簿に記載または記録された株主(実質株主名簿に記載または記録された実質株主を含む。以下同じ。)</u> をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とみなす。 2. 前項のほか、株主、登録質権者または端株主として権利を行使すべき者を定める必要があるときは、あらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。	(基準日) 第10条 当社は、 <u>毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主</u> をもって、その <u>事業年度</u> に関する定時株主総会において権利を行使することができる <u>株主とする。</u> 2. 前項のほか、株主、登録株式質権者または端株主として権利を行使することができる者を定める必要があるときは、 <u>取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。</u>
(招集) 第9条 当社の定時株主総会は、 <u>毎決算期の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は必要ある場合、随時これを招集する。</u>	(招集) 第11条 当社の定時株主総会は、 <u>毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要ある場合随時これを招集する。</u>
(招集地) 第10条 当社の株主総会は、 <u>東京都区内において開催する。</u>	(削除)

(招集者および議長) 第11条 株主総会は、取締役社長が招集し、その議長となる。<u>取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</u> (2項に分割)	(招集権者および議長) 第12条 株主総会は、<u>法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会決議により、取締役社長が招集する。</u>取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が招集する。 2. 株主総会においては、取締役社長が議長となる。<u>取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が議長となる。</u>
(株主総会決議の要件) 第12条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもってする。 2. 商法第343条第1項の規定による株主総会の決議は、<u>総株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもってする。	(第15条に移設)
(新設)	(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第13条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令で定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。
(議決権の代理行使) 第13条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合、株主または代理人は代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。	(議決権の代理行使) 第14条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合、株主または代理人は、代理権を証明する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。
(第12条を移設)	(株主総会決議の要件) 第15条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 2. 会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
(議事録) 第14条 株主総会の議事の経過の要領およびその結果は、これを議事録に記載または記録し、議長および出席した取締役が記名捺印または電子署名を行う。	(議事録) 第16条 株主総会の議事の経過の要領およびその結果その他法令で定める事項は、法務省令で定めるところによりこれを議事録に記載または記録する。
(新設)	(取締役会の設置) 第17条 当社は取締役会を置く。
(選任) 第16条 取締役は株主総会において選任する。 2. 取締役の選任決議は、<u>総株主</u>の議決権の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。 3. (条文省略)	(選任) 第19条 取締役は株主総会の決議によって選任する。 2. 取締役の選任決議は、<u>議決権</u>を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3. (現行どおり)
(任期) 第17条 取締役の任期は、<u>就任後2年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結のときまでとする。	(任期) 第20条 取締役の任期は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。
(代表取締役および役付取締役) 第18条 <u>取締役会の決議により、当会社を代表すべき取締役若干名を定める。</u> 2. 取締役会の決議により、取締役会長および取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。	(代表取締役および役付取締役) 第21条 <u>取締役会は、取締役の中から代表取締役若干名を選定する。</u> 2. 取締役会の決議により、取締役会長および取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会) 第19条 取締役会は、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。 2. 取締役会招集の通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発するものとする。ただし、<u>緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> 3. 取締役会の運営その他に関する事項については、<u>取締役会の定める取締役会規程による。</u>	(取締役会の招集権者および議長) 第22条 取締役会は、<u>法令に別段の定めがある場合を除き、</u>取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。 (第23条に移設) (第27条に移設)
(第19条第2項を移設) (新設)	(取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は、<u>各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発するものとする。</u>ただし、<u>緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u> 2. <u>取締役および監査役の全員の同意があるときは、前項にかかわらず、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u>
(新設)	(取締役会の決議の方法) 第24条 <u>取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</u>
(新設)	(取締役会の決議の省略) 第25条 <u>当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u>
(新設)	(取締役会の議事録) 第26条 <u>取締役会における議事の経過の要領およびその結果その他法令で定める事項は、法務省令で定めるところにより議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに署名または記名捺印する。</u>
(第19条第3項を移設)	(取締役会規程) 第27条 取締役会に関する事項については、<u>法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める</u>取締役会規程による。
(報酬) 第20条 取締役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。	(取締役の報酬等) 第28条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。
(新設)	(社外取締役の責任限定) 第29条 <u>当会社は、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</u>
(新設)	(監査役および監査役会の設置) 第30条 <u>当会社は監査役および監査役会を置く。</u>
(選任) 第22条 監査役は株主総会において選任する。 2. 監査役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上にあたる株式を有する株主</u>が出席し、その議決権の過半数をもって<u>する。</u>	(選任) 第32条 監査役は株主総会の決議によって選任する。 2. 監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主</u>が出席し、その議決権の過半数をもって<u>行う。</u>

(任期) 第23条 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結の<u>とき</u>までとする。 2. (条文省略)	(任期) 第33条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。 2. (現行どおり)
(常勤監査役) 第24条 監査役は、その互選により常勤監査役若干名を定める。	(常勤監査役) 第34条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。
(監査役会) 第25条 監査役会招集の通知は、各監査役に対し会日の3日前までに発するものとする。ただし、<u>緊急の必要があるときは</u>、この期間を短縮することができる。 (新設) 2. 監査役会の運営その他に関する事項については、監査役会<u>の定める</u>監査役会規程による。	(監査役会<u>の招集通知</u>) 第35条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、<u>会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合には</u>、この期間を短縮することができる。 <u>2. 監査役全員の同意があるときは、前項にかかわらず、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u> (第38条に移設)
(新設)	(監査役会<u>の決議の方法</u>) 第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。
(新設)	(監査役会<u>の議事録</u>) 第37条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果その他法令で定める事項は、<u>法務省令で定めるところにより議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに署名または記名捺印する。</u>
(第25条第2項を移設)	(監査役会規程) 第38条 監査役会に関する事項については、<u>法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める</u>監査役会規程による。
(新設)	(監査役会<u>の議事録</u>) 第37条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果その他法令で定める事項は、<u>法務省令で定めるところにより議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに署名または記名捺印する。</u>
(第25条第2項を移設)	(監査役会規程) 第38条 監査役会に関する事項については、<u>法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める</u>監査役会規程による。
(報酬) 第26条 監査役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。	(監査役<u>の報酬等</u>) 第39条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。
(新設)	(社外監査役<u>の責任限定</u>) 第40条 当会社は、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。
(新設)	(会計監査人<u>の設置</u>) 第41条 当会社は会計監査人を置く。
(新設)	(選任) 第42条 会計監査人は株主総会の決議によって選任する。

(新設)	(任期) 第43条 <u>会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> 2. <u>会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u>
(新設)	(会計監査人の報酬) 第44条 <u>会計監査人の報酬は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u>
(営業年度)	(事業年度)
第27条 当社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、 <u>毎営業年度末に決算を行う。</u>	第45条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
(配当および中間配当)	(期末配当金)
第28条 <u>利益配当は、定時株主総会の決議に従い、毎決算期現在の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者および同決算期現在の端株原簿に記載または記録された端株主に対しこれを</u> <u>行う。</u> 2. 当社は、取締役会の決議に基づき、毎年9月30日現在の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者および同日現在の端株原簿に記載または記録された端株主に対し、<u>商法第293条ノ5に基づく金銭の分配</u>（以下「中間配当」という）をすることができる。	第46条 <u>当社は、株主総会の決議によって、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者および同事業年度末日の最終の端株原簿に記載または記録された端株主に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という）を支払うことができる。</u> 2. （次条に移設）
(前条第2項を移設)	(中間配当金)
	第47条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者および同日の最終の端株原簿に記載または記録された端株主に対し、<u>会社法454条5項に定める剰余金の配当</u>（以下「中間配当金」という）をすることができる。
(配当金の除斥期間)	(期末配当金等の除斥期間)
第29条 <u>前条の配当金または中間配当金が支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。</u> 2. <u>未払いの配当金または中間配当金には、利息を付さない。</u>	第48条 <u>期末配当金または中間配当金が支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。</u> 2. <u>未払の期末配当金または中間配当金には、利息を付さない。</u>